

変額保険(有期型)

[無配当]

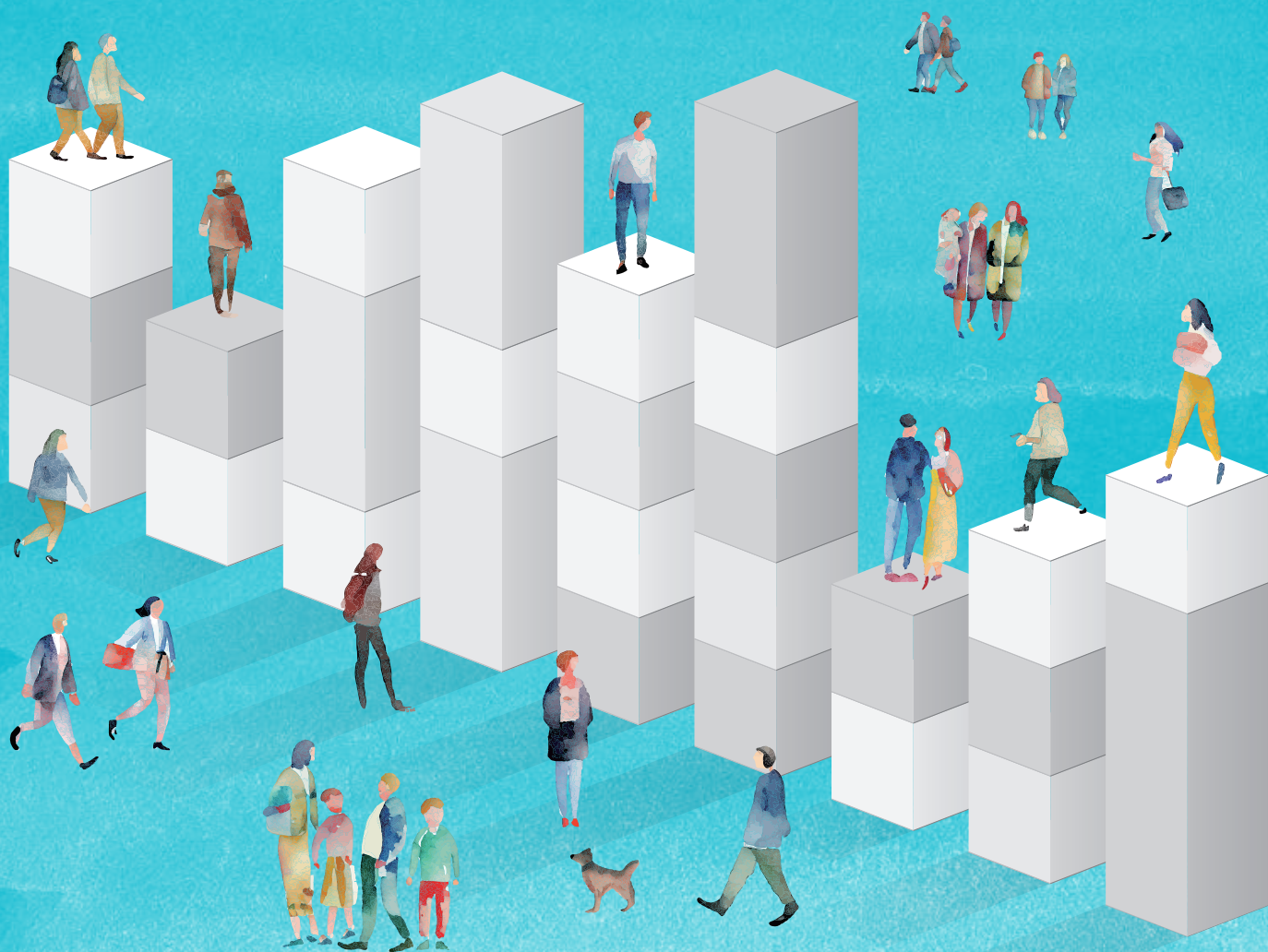


Gibraltar
ジブラルタ生命



運用実績に応じた
保険金を
受取れます。

変化する時代に
豊かな未来を育む。



ご注意
ください

この保険には、**投資リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは22～24ページをご確認ください。

変額保険にかかる投資リスクと
途中解約時のリスクについて、
動画でもご確認ください。



2024年11月改訂

人生100年時代。

2023年の日本人の平均寿命は、

男性81.09歳、女性87.14歳。

65歳でリタイアした後の平均余命は

男性19.52年、女性24.38年となっています。[出典1](#)

リタイア後もまだまだ続く人生、

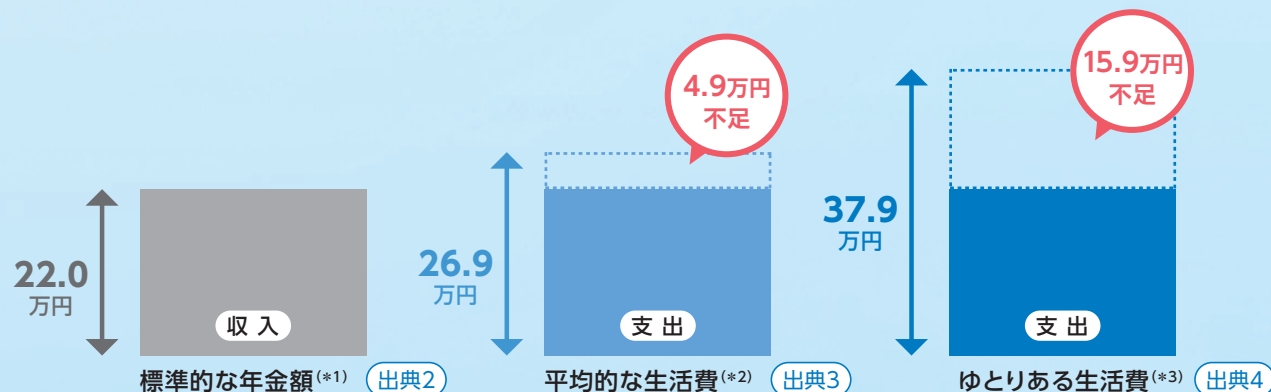
理想のリタイアメント・ライフを叶えるために、

将来への備えを考えてみませんか？

リタイア後はどんな生活をしたいですか？

思い描くリタイアメント・ライフによって、準備すべき金額は異なります。

■リタイアメント・ライフ(夫婦2人)の1か月の家計収支 [A](#) (→2ページ [📄](#))



(*1) 令和4年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例
夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額(厚生年金)
※平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で
40年間就業した場合に受取り始める年金(老齢厚生年金と
2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準

(*2) 65歳以上の夫婦のみの無職世帯の平均支出額

(*3) 夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える
ゆとりある老後生活費の平均額

おひとり残されたときの
生活費も備えておくと安心です。

[出典1](#) 厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」

[出典2](#) 厚生労働省「令和4年度の年金改定について」

[出典3](#) 総務省統計局「2022年(令和4年) 家計調査報告
(家計収支編)」をもとにジブラルタ生命で作成

[出典4](#) (公財)生命保険文化センター
「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

[出典5](#) 厚生労働省「2024年7月 年金制度基礎資料集」を
もとにジブラルタ生命で作成

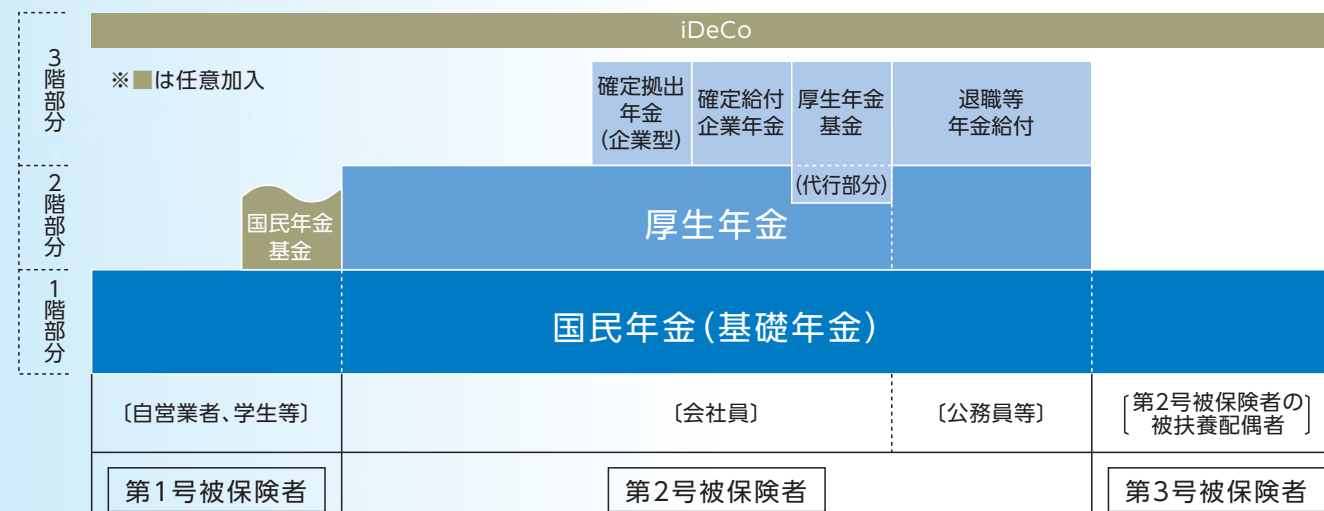
リタイア後の備えとして自助努力はどれくらい必要？

あなたの老齢年金、将来いくら受取れるか、ご存じですか？

老齢年金は、公的年金制度の加入者であった方の老後の保障として、原則65歳から給付を受けられます。

①20歳以上の人すべてが加入する国民年金、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、「2階建て」と呼ばれる構造になっています。任意でiDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に加入して、さらに上乘せの給付を受けることもできます。

■年金制度のしくみ [出典5](#)



※受給要件や年金額の詳細は、日本年金機構のホームページ等をご確認ください。→
※2024年10月現在の公的年金制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。



📄「公的年金シミュレーター」を使って将来受取れる年金額を試算してみましょう。

<ねんきん定期便がお手元にある場合>

ねんきん定期便の二次元コードから読み取るとスムーズに入力できます。

<ねんきん定期便がお手元にない場合>

右の二次元コードから読み取って入力してください。



B

あなたの年金
見込み受給額

万円/年

※試算のための金額等は
お客さまご自身でご記入
ください。

※公的年金シミュレーターの使い方等の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。→

※公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。

より正確な年金見込み受給額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。



自助努力で準備すべき金額を計算してみましょう。

老後の生活費 - 年金受給額 = 不足する金額

A ×12か月= ※1ページ参照	老後の生活費 万円/年	×	65歳の平均余命年数 年 男性20年、女性25年として試算 ※1ページ参照	=	自助努力で 準備すべき金額 万円
	不足する金額 万円/年				
B (夫+妻)=	年金受給額 万円/年				

※試算のための金額等はお客さまご自身でご記入ください。

自分らしいリタイアメント・ライフを送るために必要な備えを知っておきましょう。

必要な備えと
物価について①

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について

ご契約後の
取扱いについて

特別勘定に
ついて

この保険の
リスクについて

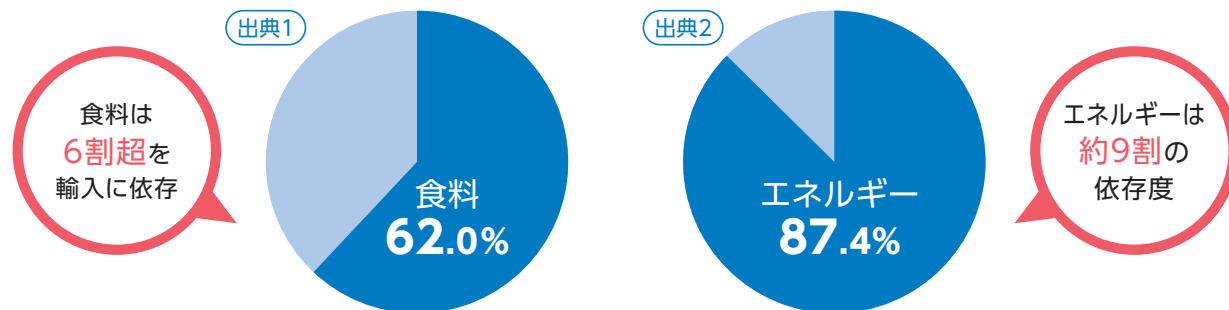
諸費用について/
税務取扱いについて

よくいただく質問

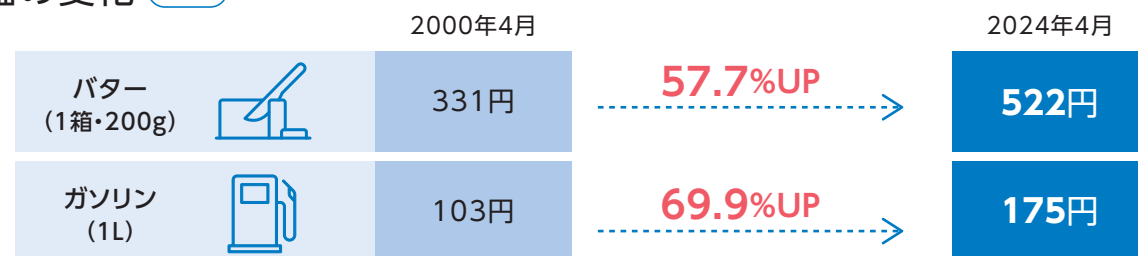
物価は今後も上がり続ける!?

輸入依存度の高い日本。円安が進むと、さらなる物価の上昇が見込まれます。

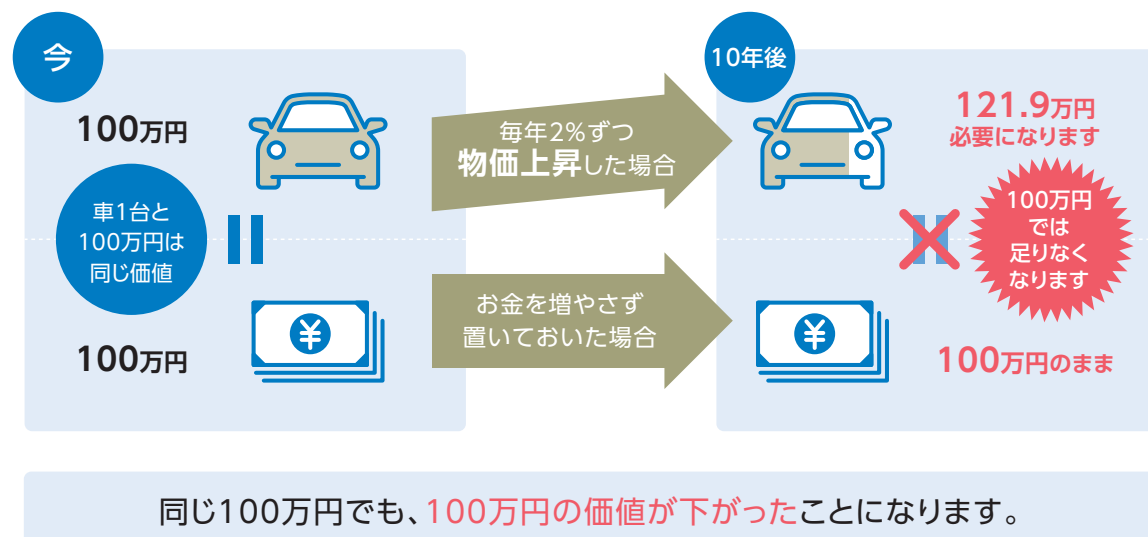
日本の輸入割合



物価の変化 出典3



お金の価値と物価の関係 (例: 今、1台100万円の車の場合)



将来の物価上昇に備えて、今あるお金を増やすことも考えてみましょう。

出典1 農林水産省「令和5年度食料自給率について」のカロリーベースの食料自給率をもとにジブラルタ生命で作成

出典2 経済産業省資源エネルギー庁「令和4年度(2022年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」をもとにジブラルタ生命で作成

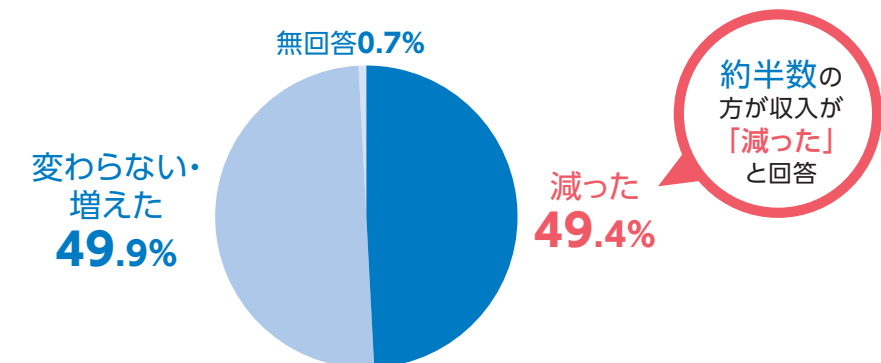
出典3 総務省統計局「小売物価統計調査」

出典4 東京都福祉保健局「東京都がん医療に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」

働けなくなったとき、保険料を払い続けられますか?

病気などで思うように働けなくなると、収入は減少してしまうかもしれません。

がん罹患後の収入の状況(患者本人) 出典4



「急性心筋梗塞」や「脳卒中」は、後遺症が出る場合があります。思うように仕事ができず、収入に影響があるかもしれません。

急性心筋梗塞

心不全・不整脈など

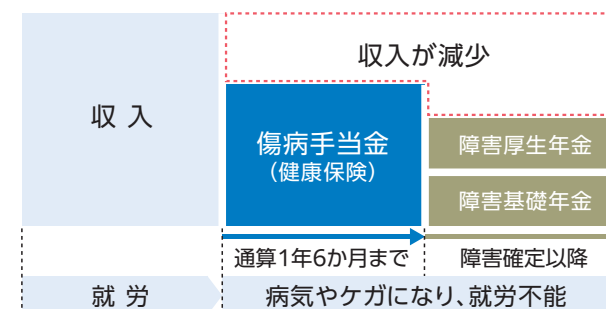
脳卒中

半身麻痺・言語障害など

参考 もし働けなくなったら、公的制度だけではそれまでの収入分を補うことができません。

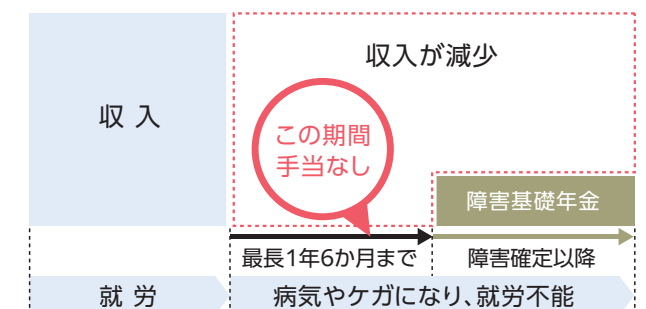
会社員・公務員等の場合

公的保障があっても、生活費などはこれまでと変わらずかかります



自営業(個人事業主)等の場合

無収入の期間が最長で1年6か月発生!



傷病手当金とは

病気やケガで会社を連続して3日間休み、4日目以降の休みに対してこれまでの収入(日割)(*)の約3分の2が受給できる制度です。

(*)1日当たりの金額は、平均標準報酬月額をもとに算出。
※傷病手当金の受給はイメージです。健康保険組合等によって制度や受給要件等が異なる場合があるため、詳細はご加入の健康保険組合等にご確認ください。

※2024年10月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

障害基礎年金・障害厚生年金とは

病気やケガで所定の障害状態に該当したとき、障害の程度に応じた年金が受給できる制度です。

※障害年金の受給要件等の詳細については日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

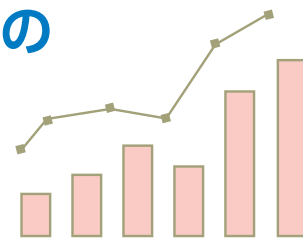


病気などで収入が減っても、保険料のご負担なしで保障や資産形成が継続できると安心です。

一定期間の**死亡・高度障害の保障**を確保しながら、資産形成が期待できる保険です。



保険期間満了時に、特別勘定の運用実績に応じた満期保険金を受取れます



※満期保険金額には最低保証がありません。運用実績によっては、お払込みいただいた保険料総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

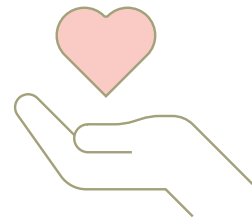
とくべつかんじょう 特別勘定とは…

運用実績に応じて満期保険金額や解約返戻金額が変動する保険の資産の管理・運用を行う勘定のことです。他の保険種類の資産とは区分し、独立して管理・運用を行います。

▶ 詳しくは17～21ページをご覧ください。



一定期間の死亡・高度障害状態に対する保障があります



保険期間中に死亡もしくは高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。

※運用実績にかかわらず、死亡・高度障害保険金は基本保険金額を最低保証します。

最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

▶ 詳しくは裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。



満期保険金は年金受取りに変更したり、満期のタイミングで一生涯の保険に変更できます

ニーズに合わせて選べます。

1 一括で受取る
満期保険金

2 年金で受取る(*)
確定年金または終身年金

3 満期のタイミングで
変更する一生涯の保険

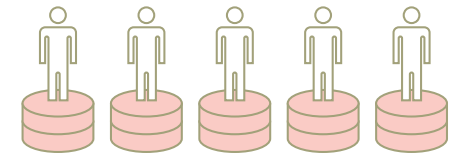
(*)保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加します。

▶ 詳しくは9～10ページをご覧ください。



保険料は一定額を保険期間と同じ期間でお払込みいただきます

時間分散・積立によって、より安定的な資産形成が期待できます。



▶ 詳しくは7～8ページをご覧ください。



所定の状態になられた場合、その後の保険料のお払込みは不要です

保障や特別勘定による運用は変わらず続きます。

保険料払込免除ベーシック と 保険料払込免除ワイド の2つの型から選べます。

※それぞれつぎの型をいいます。

保険料払込免除ベーシック : 変額保険(有期型)【保険料払込免除：Ⅰ型】

保険料払込免除ワイド : 変額保険(有期型)【保険料払込免除：Ⅱ型】



▶ 詳しくは11～16ページをご覧ください。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項など、「特別勘定のしおり」は、変額保険に関するリスク等の重要な事項や特別勘定資産の運用の詳細を記載したものです。

・満期保険金額、解約返戻金額に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては、お受取金額がお払込みいただいた保険料総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは22ページをご覧ください。

・この保険にはお客さまにご負担いただく費用があります。

▶ 詳しくは23～24ページをご覧ください。

・ご契約から10年未満で解約される場合、解約控除があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

▶ 詳しくは24ページをご覧ください。



ご注意ください

必要な備えと
物価について

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について

ご契約後の
取扱いについて

特別勘定に
ついて

この保険の
リスクについて

諸費用について
／
税務取扱いについて

よくいただく質問

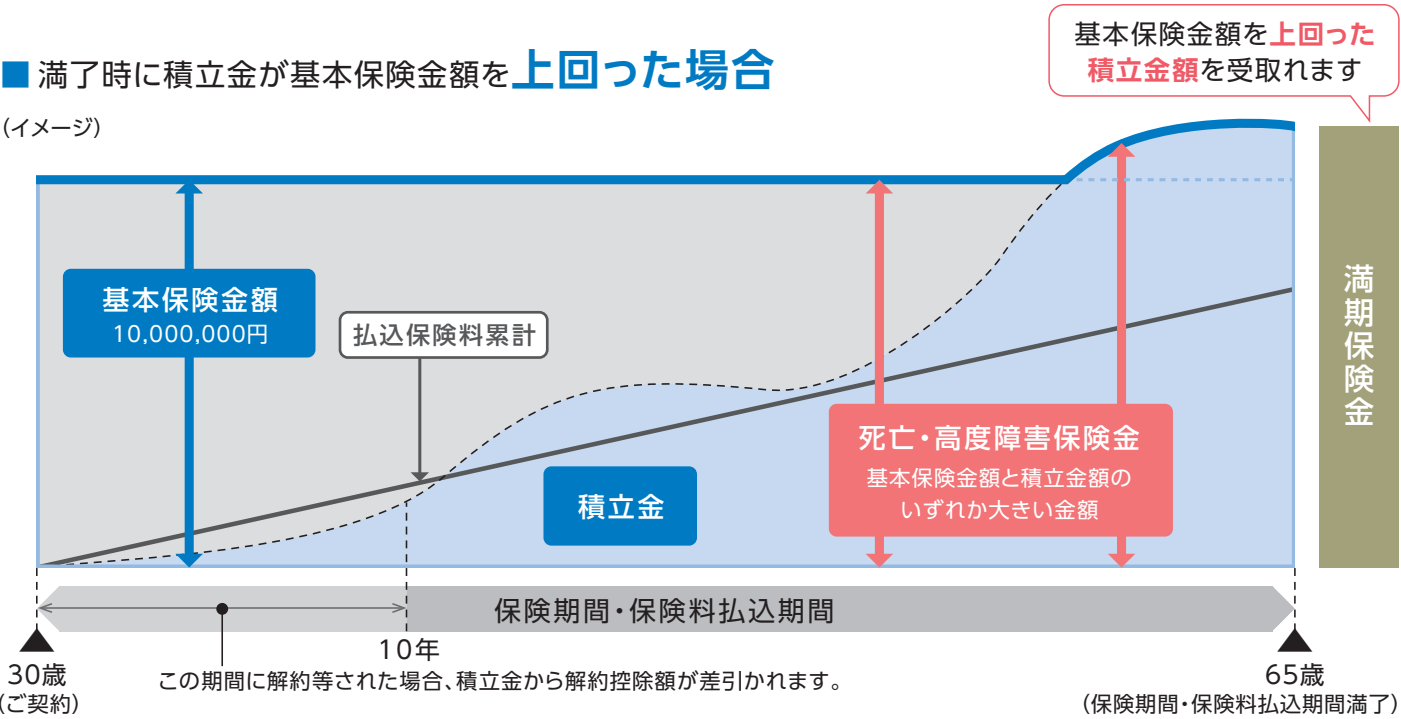


Aさん
コツコツ積立で運用しながら資産形成したい。
でも病気等になったときに
保険料を払い続けられるか心配。

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者)：30歳(女性)
 - 保険期間・保険料払込期間：65歳まで
 - 基本保険金額：10,000,000円
 - 月払保険料(口座振替扱)：[保険料払込免除ベシック](#) 17,230円 [保険料払込免除ワイド](#) 18,260円

■ 満了時に積立金が基本保険金額を上回った場合

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。

■ 払込保険料累計・保険金・解約返戻金推移表(上記 [ご契約例](#) の場合)

[保険料払込免除ベシック](#)

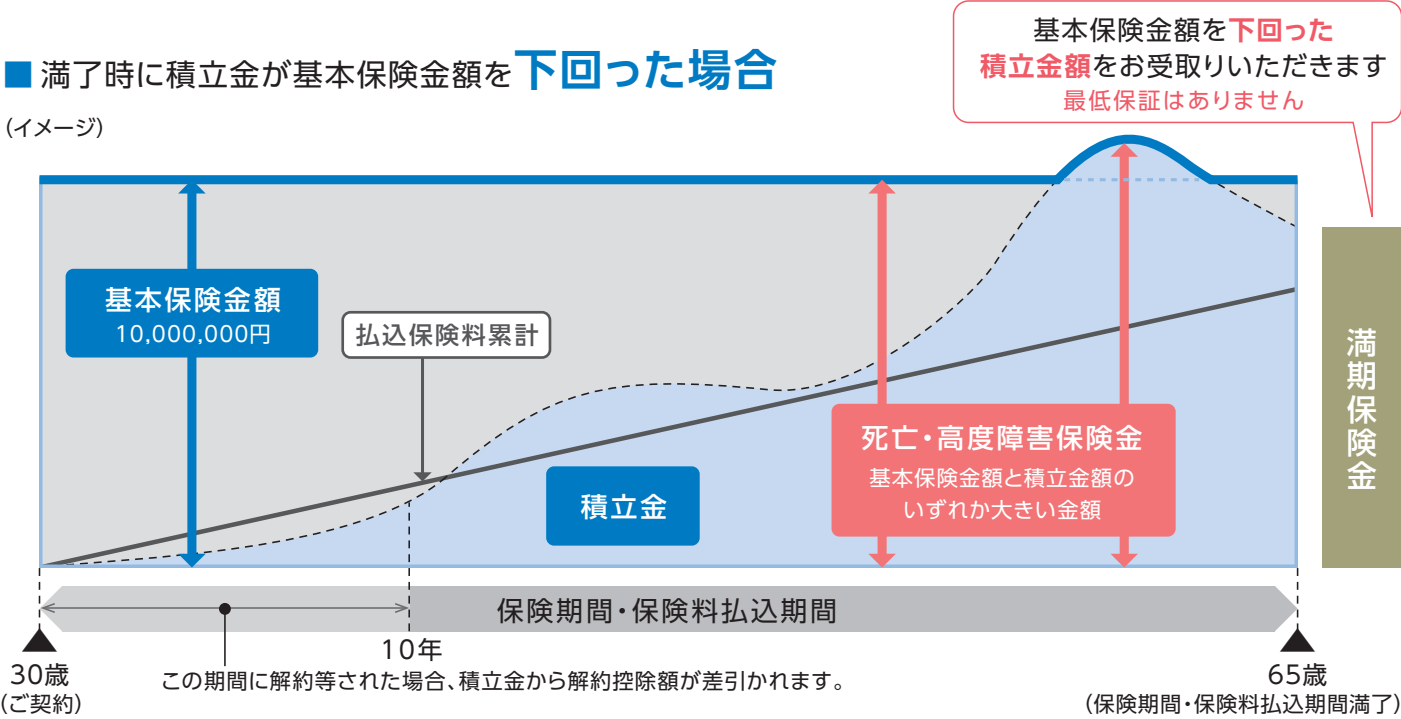
経過 年数	年齢	払込保険料 累計 円	死亡・高度障害保険金 千円				解約返戻金 千円			
			運用実績				運用実績			
			-3.0%	0.0%	3.0%	6.0%	-3.0%	0.0%	3.0%	6.0%
1年	31歳	206,760	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0	0	2
10年	40歳	2,067,600	10,000	10,000	10,000	10,000	1,414	1,680	1,918	2,242
20年	50歳	4,135,200	10,000	10,000	10,000	10,000	2,430	3,290	4,459	6,230
25年	55歳	5,169,000	10,000	10,000	10,000	10,000	2,823	4,070	6,028	9,295
30年	60歳	6,202,800	10,000	10,000	10,000	13,424	3,177	4,856	7,856	13,424
35年	65歳	7,236,600	10,000	10,000	10,000	18,952	3,477	5,696	10,000	18,952

[保険料払込免除ワイド](#)

経過 年数	年齢	払込保険料 累計 円	死亡・高度障害保険金 千円				解約返戻金 千円			
			運用実績				運用実績			
			-3.0%	0.0%	3.0%	6.0%	-3.0%	0.0%	3.0%	6.0%
1年	31歳	219,120	10,000	10,000	10,000	10,000	6	6	6	8
10年	40歳	2,191,200	10,000	10,000	10,000	10,000	1,450	1,716	1,954	2,278
20年	50歳	4,382,400	10,000	10,000	10,000	10,000	2,439	3,299	4,468	6,239
25年	55歳	5,478,000	10,000	10,000	10,000	10,000	2,823	4,070	6,028	9,295
30年	60歳	6,573,600	10,000	10,000	10,000	13,424	3,177	4,856	7,856	13,424
35年	65歳	7,669,200	10,000	10,000	10,000	18,952	3,477	5,696	10,000	18,952

■ 満了時に積立金が基本保険金額を下回った場合

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。

保険料払込免除について

ジブラルタ生命所定の状態になられた場合、
以後の保険料のお払込みが免除になります。

▶ 詳しくは11～16ページをご覧ください。

▶ ご留意いただきたい事項

※左表の運用実績は、特別勘定における運用実績(諸費用控除後の数値)を表示しています。例示しているケースは運用実績が保険期間中一定でそのまま推移したと仮定した場合であり、**将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。**また、例示の運用実績については上限または下限を示すものではありません。

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。

※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※解約返戻金額は、それぞれの運用実績(-3.0%、0.0%、3.0%、6.0%)について、つぎの①～⑤の費用を差引いた後の金額を表示しています。払込保険料から特別勘定に繰入れる際に以下の①②の費用を差引きます。

- ①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用
- ②保険料払込免除に関する費用

積立金から以下の③④⑤の費用を差引きます。

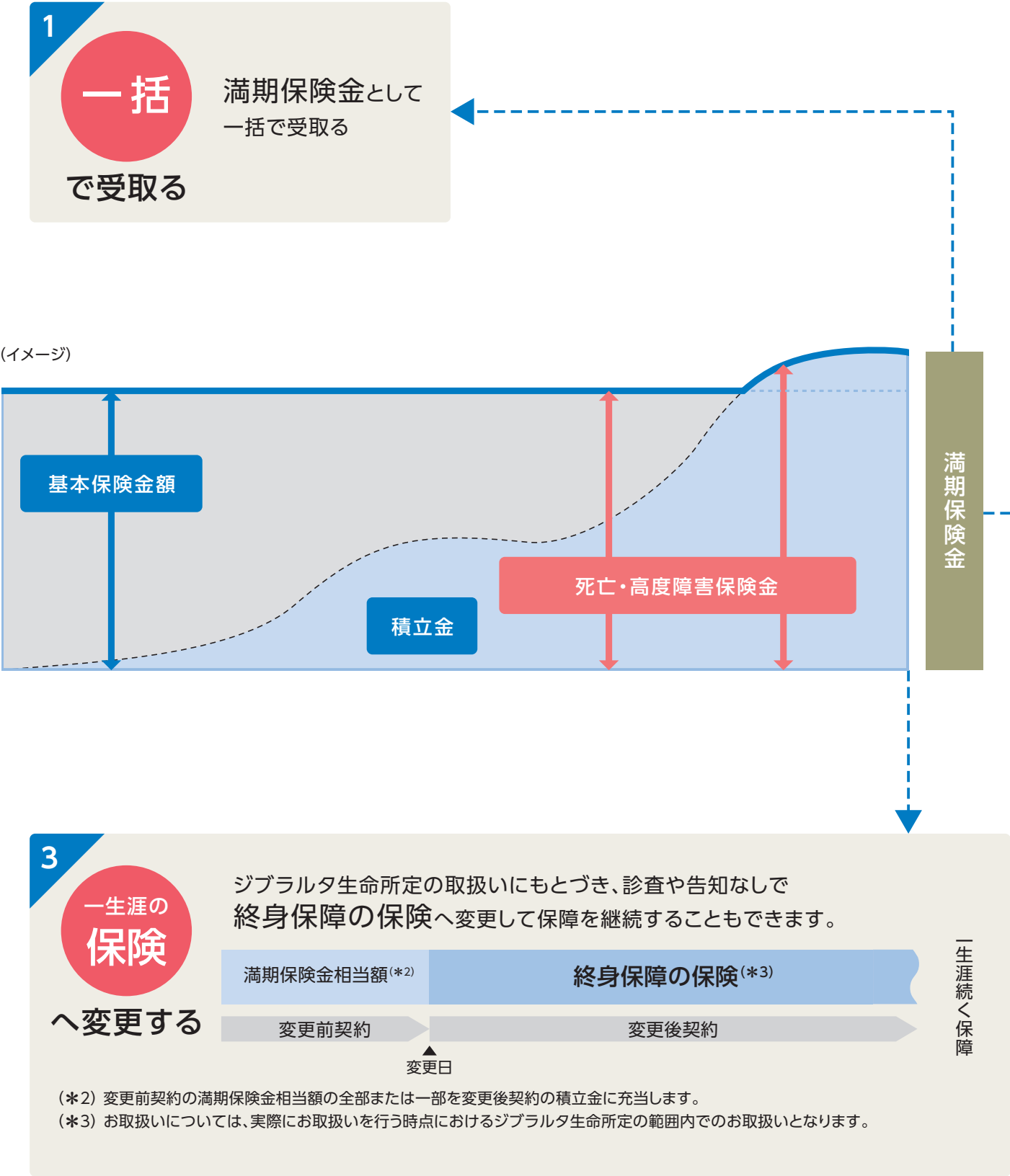
- ③特別勘定の管理に必要な費用
- ④基本保険金額保証に関する費用
- ⑤死亡保障などに必要な費用

また、契約日から10年間は解約控除を差引いた後の金額を表示しています。そのため、契約日から一定期間において解約返戻金額が払込まれた保険料の累計額よりも下回ることとなります。

※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

お受取りについて

保険期間が満了した後はライフプランに合わせて
3通りからお選びいただけます。



2 年金で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加して、受取方法を変更することもできます。

● 保証期間付終身年金 (保証期間:10年) の場合

年金受取開始

年金受取方法

決まった期間 受取りたい	確定年金 (年金支払期間指定型)	指定した年金支払期間に応じた年金額をお受取りいただけます。
決まった金額 を受取りたい	確定年金 (年金額指定型)	指定した年金額を一定期間お受取りいただけます。
生きている限り ずっと受取りたい	保証期間付終身年金	年金受取人が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。
夫婦のどちらかが 生きている限り ずっと受取りたい	保証期間付夫婦連生終身年金	年金受取人またはその配偶者が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。
必要になった時に 受取りたい	据置受取り	すぐに受取らずにジブラルタ生命所定の利息をつけて据え置くことができます。

※ 年金額は、年金基金設定時の基礎率等により計算されます。
※ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(*1) (2024年11月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。
(*1) 将来変更される可能性もあります。
※ 据置利息は、ジブラルタ生命所定の利率および計算方法により計算されます。
※ 保険金等の支払方法の選択に関する特約について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

必要な備えと
物価について

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について

ご契約後の
取扱いについて

特別勘定に
ついて

この保険の
リスクについて

諸費用について
／
税務取扱いについて

よくいただく質問

保険料の払込免除について

- ・ご契約時に **保険料払込免除ベーシック** または **保険料払込免除ワイド** を選択していただきます。
- ・なお、保険料払込期間中に型を変更することはできません。
- ・被保険者がつぎの事由に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

※保障や特別勘定による運用は変わらず継続します。

保険料払込免除ベーシック

責任開始期以後に発生した不慮の事故により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

保険料払込免除ワイド

つぎの **1** ～ **4** のいずれかに該当されたとき

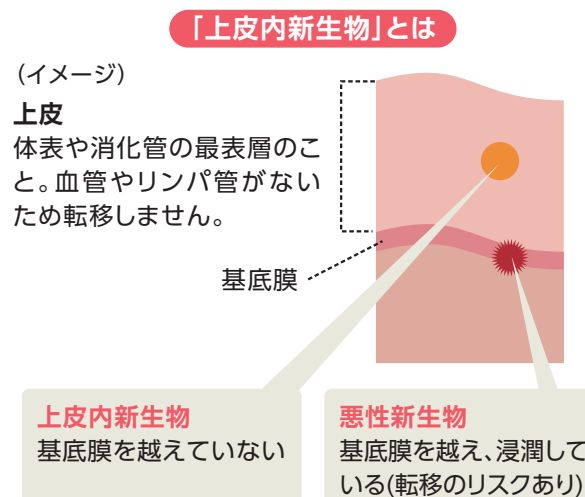
- 1** 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により所定の身体障害状態になられたとき
- 2** 悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の事由になられたとき

悪性新生物(がん)

悪性新生物(がん)の責任開始期以後、初めて悪性新生物(がん)にかかったと医師によって診断確定されたとき

(悪性新生物(がん)の責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目(日の翌日)をいいます。)

【対象】
悪性新生物(がん)
(上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象外)



※がんの進行度を示す指標(*1)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、保険料払込免除の対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、保険料払込免除の対象ではありません。

(*1)がんの進行度を示す指標：国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

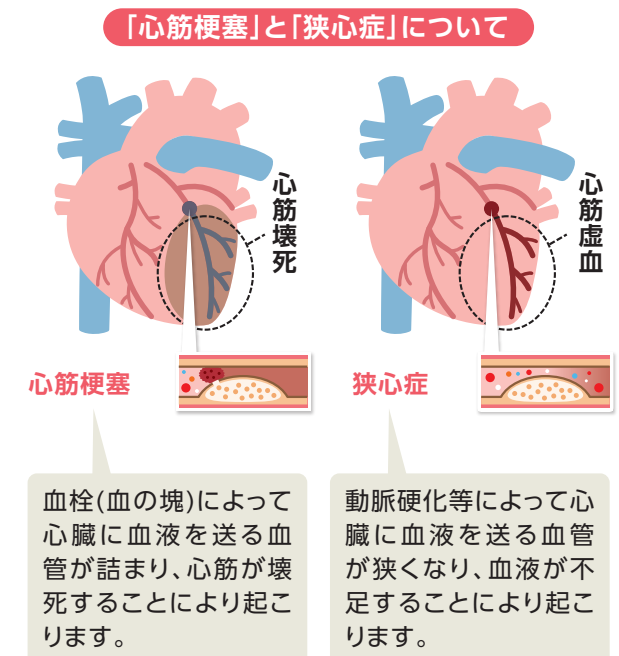
ジブラルタ生命は、国民年金法、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険の保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料の払込免除事由を国民年金法、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

急性心筋梗塞

つぎのいずれかに該当された場合

- ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上**、**労働の制限を必要とする状態が継続**したと医師によって診断されたとき
- ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される**手術**を受けたとき

【対象】
急性心筋梗塞
(狭心症などは対象外)

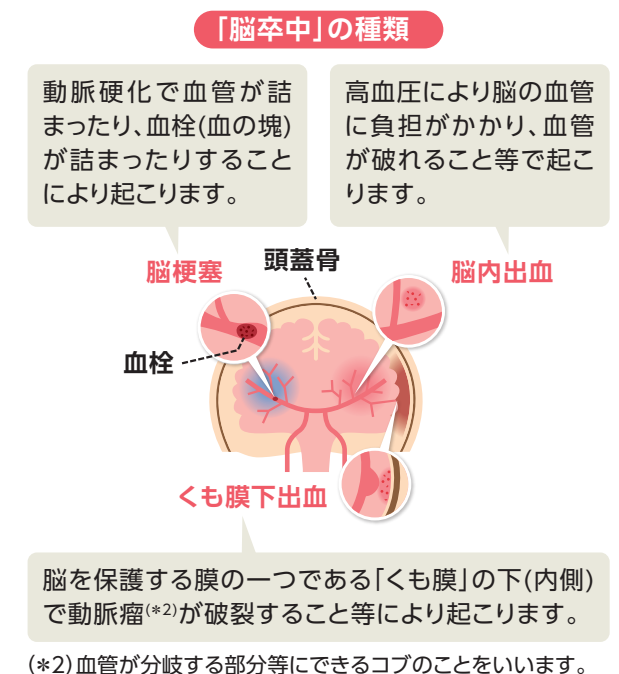


脳卒中

つぎのいずれかに該当された場合

- ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上**、**言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続**したと医師によって診断されたとき
- ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される**手術**を受けたとき

【対象】
くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞



必要な備えと
物価について

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について

ご契約後の
取扱について

特別勘定に
ついて

この保険の
リスクについて

諸費用について
/ 税務取扱いについて

よくいただく質問

3 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、 つぎのA・Bのいずれかの就労不能障害状態になられたとき

A 国民年金法に基づき、障害基礎年金の受給要件のうち、1級の第1～9・11号、
または2級の第1～15・17号のいずれかに該当したと認定されたとき

国民年金法施行令第4条の6別表

■ 障害等級 1級…他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。

1	つぎに掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
		7	両下肢を足関節以上で欠くもの
		8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
		9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10	—
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの		
4	両上肢の全ての指を欠くもの		
5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの		

■ 障害等級 2級…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、
労働により収入を得ることができない程度の状態をいいます。

1	つぎに掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	9	一上肢の全ての指を欠くもの
		10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
		11	両下肢の全ての指を欠くもの
		12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		13	一下肢を足関節以上で欠くもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	15	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの		
4	そしゃくの機能を欠くもの		
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの		
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの	16	—
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの		
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの		
		17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※2024年10月現在の「国民年金法施行令第4条の6別表」に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

B 国民年金法に基づく障害等級1級・2級の状態と同程度の状態として、
ジブラルタ生命所定のつぎの①～⑧のいずれかに該当されたとき

① 所定の疾患等による障害

(1) つぎのいずれかの状態に該当したもの

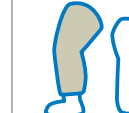
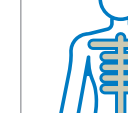
1	心臓移植を受けたもの	5	人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの
2	人工心臓を装着したもの		
3	CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの		
4	永続的な人工透析療法を受けたもの		
		6	人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの

(2) つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは
日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当
した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

呼吸器疾患	心疾患	腎疾患	肝疾患	血液・造血器疾患	悪性新生物(がん)	高血圧
-------	-----	-----	-----	----------	-----------	-----

②～⑧の障害

つぎのいずれかのジブラルタ生命所定の障害状態に該当し、
その状態がその該当した日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたもの

② 眼の障害	③ 耳の障害	④ 平衡機能の障害	⑤ そしゃく機能の障害	⑥ 言語機能の障害	⑦ 上・下肢の障害	⑧ 体幹の障害
						

必要な備えと
物価について

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について②

ご契約後の
取扱について

特別勘定に
ついて

この保険の
リスクについて

諸費用について／
税務取扱いについて

よくいただく質問

4 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、 つぎの㉔・㉕のいずれかに該当されたとき

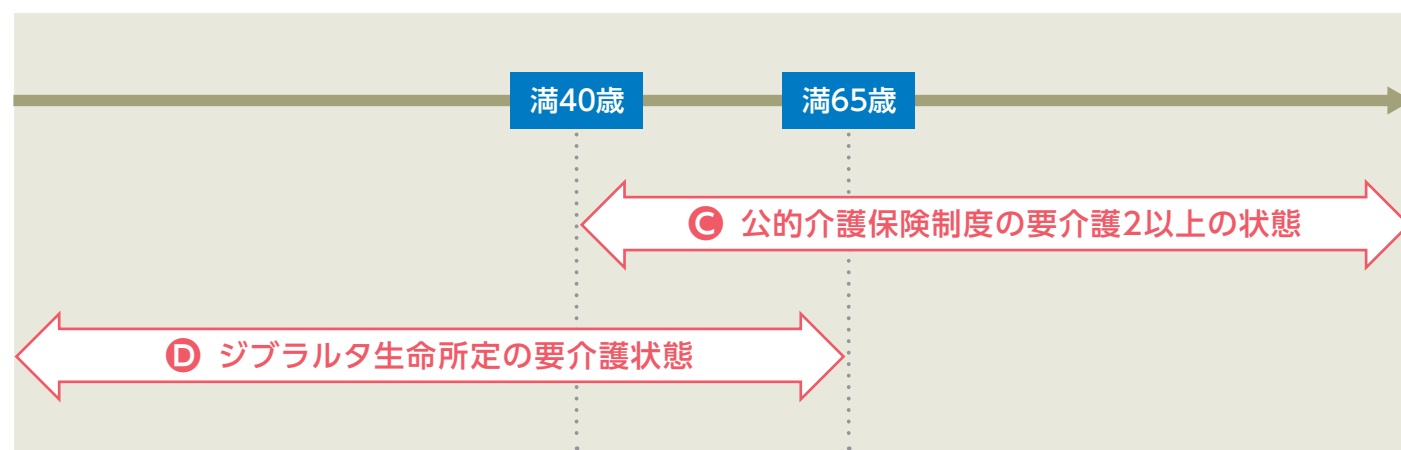
被保険者が保険料払込免除事由該当時に
満40歳以上の場合

被保険者が保険料払込免除事由該当時に
満65歳未満の場合

または

㉔ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に
該当していると認定されたとき

㉕ ジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき



㉔ 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

[ご参考]

区分	要介護度別の身体状態の目安(例)
要介護2	食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
要介護3	食事や排せつに一部介助が必要。入浴などに全面的に介助が必要。片足での立位保持がひとりではできない。
要介護4	食事にとときどき介助が必要。排せつや入浴などに全面的な介助が必要。両足での立位保持がひとりではほとんどできない。
要介護5	食事や排せつがひとりではできず、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典 (公財)生命保険文化センター「定年Go!」(2023年4月改訂版)をもとにジブラルタ生命で作成

㉕ ジブラルタ生命所定の要介護状態

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害(時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態)があり、かつ、他人の介護を要する状態

①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に当てはまること

項目	いずれかに該当	
	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	〈つぎのいずれかの状態〉 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	〈つぎのいずれかの状態〉 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り 身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	何かにつかまっても1人で寝返りができない。	ベッド柵などの何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。

③～⑥のうち

「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に当てはまること(合計ポイントが3ポイント以上になること) ※同一項目の「全部介助の状態」と「一部介助の状態」を合計して3ポイントとすることはできません。

項目	各2ポイント	各1ポイント
	全部介助の状態	一部介助の状態
③ 入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	〈つぎのいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフトなどの機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	〈つぎのいずれかの状態〉 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	〈つぎのいずれかの状態〉 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物などを工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐすなどの介助を含む。)
⑥ 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

ご契約後の取扱いについて

こんなときにはこんな方法があります。

一時的に保険料のご都合がつかないとき	保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき	急に資金が必要になったとき	保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき	変額保険から定額保険へ変更したいとき
保険料の自動振替貸付	基本保険金額の減額	契約者貸付	払済保険 ^(*) への変更	一時払定額養老保険への変更

(*) 払済変額保険(有期型)または一時払定額養老保険になります。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

必要な備えと
物価について

商品の特徴

商品のしくみ

お受取りについて

保険料の
払込免除について
③

ご契約後の
取扱いについて

特別約定に
ついて

この保険の
リスクについて

諸費用について
／
税務取扱いについて

よくいただく質問

特別勘定について



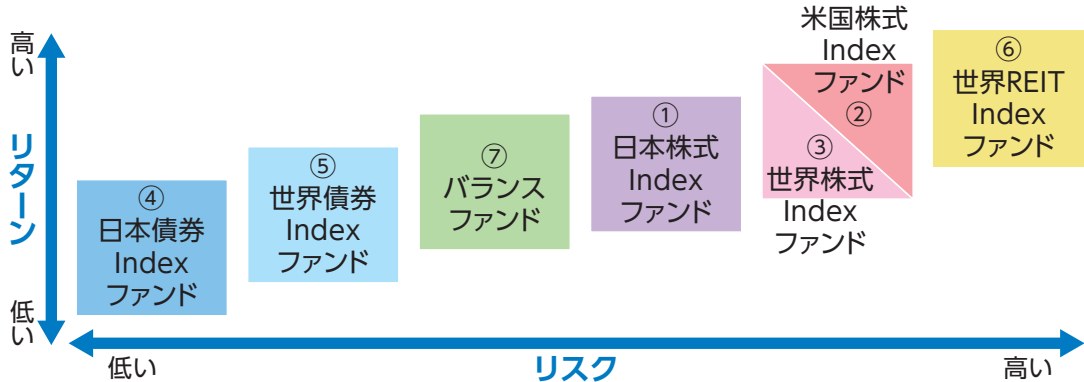
最新のユニットバリュー、特別勘定等に関する情報はインターネット（ホームページ）でご確認いただけます。
ジブラルタ生命ホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

特別勘定の種類および運用方針

- 特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、つぎの7種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。（2024年11月1日現在）
- 特別勘定ごとに保険料を繰入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。
また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することもできます。

▶ 詳しくは21ページをご覧ください。

各特別勘定の
期待リターンと
リスク(イメージ)



※上図は、各特別勘定のリターンとリスクをイメージ化したものであり、将来のリターンやリスクの水準を示唆あるいは保証するものではありません。

型名	特別勘定名	ベンチマーク	資産運用会社名	投資信託名	特別勘定の運用方針	信託報酬 ^(*) (税抜)
株式型	①日本株式 Indexファンド	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P(適格機関投資家専用)	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式を中心に投資します。株式への実質投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)に連動する投資成果を目指して運用します。	年率0.039%
	②米国株式 Indexファンド	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	S&P500インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として米国の株式を中心に投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。	年率0.065%
	③世界株式 Indexファンド	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	全世界株式(除く日本)インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く世界各国の株式に投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。	年率0.065%
債券型	④日本債券 Indexファンド	NOMURA-BPI総合	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	国内債券インデックスオープンV(適格機関投資家限定)	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主としてわが国の公社債を中心に投資を行います。	年率0.130%
	⑤世界債券 Indexファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	外国債券インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く世界主要国の公社債投資に実質的な投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。	年率0.065%
REIT型	⑥世界REIT Indexファンド	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	先進国リートインデックスオープンV(適格機関投資家限定)	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)に実質的な投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。	年率0.130%
バランス型	⑦バランス ファンド	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)、NOMURA-BPI総合およびFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の各対象インデックスを25%ずつ組合わせた合成ベンチマーク	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	グローバルバランスオープンV(適格機関投資家限定)	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)、NOMURA-BPI総合およびFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の各対象インデックスを25%ずつ組合わせた合成ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	年率0.130%

(*)信託報酬は、2024年11月1日現在のものです。運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、変更される可能性があります。

必要な備えと
物価について

商品の
特徴

商品の
しくみ

お受取り
について

保険料の
払込免除
について

ご契約後の
取扱い
について

特別勘定に
ついて①

この保険の
リスク
について

諸費用
について

税務取扱い
について

よくいただく
質問

モデルポートフォリオについて

下記4つの質問にお答えいただくことで、運用志向に応じた特別勘定の繰入割合例(モデルポートフォリオ)をご確認いただけます。
お客さまご自身で資産の繰入割合を決めていただく際の参考としてご覧ください。

また、下記の二次元コードからも同様の運用志向チェックをWebサイト上でもご利用いただけます。



運用志向チェック ※運用志向チェックのご判断、点数のご記入はお客さまご自身で行ってください。

以下の質問に対する回答として最もお考えに近いものを1つお選びいただき、点数をご記入ください。

Q1

どんな目的で投資されますか？

☐ 子どもの学費を貯めたい (0点)

☐ リタイア後の資金をつくりたい (2点)

☐ 趣味や余暇などのための資金を貯めたい (5点)

Q1の点数

Q2

利益を得るためにはある程度の損失も覚悟する必要があります。損失に対するお考えに近いものをお選びください。

☐ 利益は小さくともなるべく損失は少なくしたい (0点)

☐ 損失は怖いがある程度の利益は追求したい (2点)

☐ 大きな利益を得られるなら、相当程度の損失は覚悟できる (5点)

Q2の点数

Q3

投資した資産の値段が大きく下がった場合、どうしますか？

☐ 一部もしくは全部を売却(解約)して換金する (0点)

☐ とりあえず何もしず、しばらく様子を見る (1点)

☐ チャンスと認識してさらに資金を追加して購入する (2点)

Q3の点数

Q4

投資のリスクについてどの程度理解していますか(できましたか)？

☐ 投資リスクに関する知識に少し不安はあるが理解している (0点)

☐ 投資リスクに関する知識に不安がない程度に理解している (1点)

☐ 人に説明できる程度まで理解している (2点)

Q4の点数

合計点数

上記4つの質問の合計点数のタイプおよびモデルポートフォリオをご覧ください。

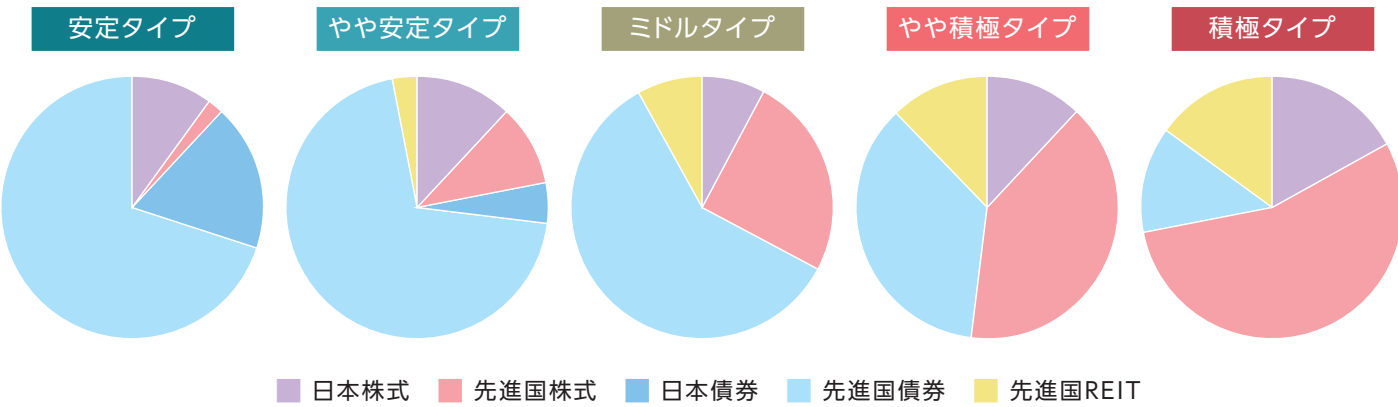
0～3点	4～5点	6～7点	8～9点	10～14点
安定タイプ	やや安定タイプ	ミドルタイプ	やや積極タイプ	積極タイプ
もっともリスクを抑えたタイプです。 債券を中心に投資しながら、株式も加えて運用していきます。	ややリスクを抑えたタイプです。 債券を中心に投資しますが、収益性を高めるため株式、REITも取り入れて運用していきます。	ある程度の収益性を追求したいので相応のリスクをとるタイプです。 株式・債券・REITにバランスよく運用していきます。	収益性を追求するタイプです。 株式を中心に債券、REITにも分散して運用してある程度積極的にリスクをとります。	高い収益性を追求するタイプです。 株式を中心に運用して積極的にリスクをとります。

モデルポートフォリオごとの特別勘定の繰入割合

モデルポートフォリオ上で使用している資産クラスは、変額保険(有期型)の特別勘定の分類と一部異なります。
特別勘定の繰入割合をご指定いただく際はご注意ください。
※ご紹介するモデルポートフォリオはあくまで参考です。特別勘定のご選択や繰入割合のご指定は、お客さまご自身で行ってください。

モデルポートフォリオ上の資産クラス名	変額保険(有期型)の特別勘定名	繰入割合				
		安定タイプ	やや安定タイプ	ミドルタイプ	やや積極タイプ	積極タイプ
日本株式	①日本株式 Indexファンド	10%	12%	8%	12%	17%
先進国株式	②米国株式 Indexファンド	1%	5%	12%	20%	27%
	③世界株式 Indexファンド	1%	5%	13%	20%	28%
日本債券	④日本債券 Indexファンド	18%	5%	0%	0%	0%
先進国債券	⑤世界債券 Indexファンド	70%	70%	59%	36%	13%
先進国REIT	⑥世界REIT Indexファンド	0%	3%	8%	12%	15%

※モデルポートフォリオは、株式会社QUICKの資産クラスのデータに基づき作成しています。モデルポートフォリオの作成にあたっては、マーケットにおいて変額保険(有期型)の特別勘定と似た動きをする株式会社QUICKの資産クラスを代替指標として使用しています。



・モデルポートフォリオは、ジブラルタ生命が株式会社QUICKの協力のもと、情報提供のみを目的に作成したものであり、特定の特別勘定を推奨するものではありません。ご紹介するモデルポートフォリオはあくまで参考です。特別勘定の選択の最終決定はお客さまご自身のご判断と責任において行ってください。

・モデルポートフォリオ上の資産クラスは、株式会社QUICK独自の分類を基に作成されており、ジブラルタ生命の特別勘定の分類と一部異なる場合があります。

・モデルポートフォリオは、株式会社QUICKの独自の手法により、お客さまの運用志向チェックの質問項目に対する回答結果に応じた株式

会社QUICKの考える最適資産配分構成をご提供するものです。あくまでも運用の参考情報としてご提供するもので、その正確性、完全性や将来の運用成果を保証するものではなく、株式会社QUICKはいかなる責任を負うものでもありません。

・モデルポートフォリオは、あくまでも資産クラスにかかる推計に基づいて作成したものであって、投資信託の購入時にかかる手数料等は考慮していません。資産クラスに分類される特別勘定の運用成果は、資産クラスにおいて推計される特別勘定の運用成果とは一致しません。

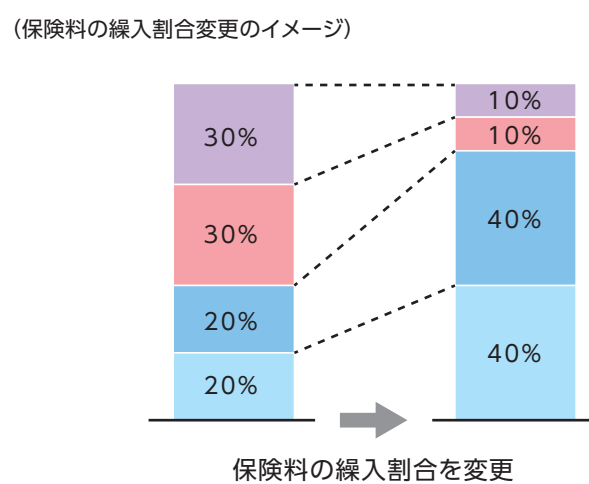
・運用志向チェックの質問項目やモデルポートフォリオは将来予告なく変更する場合があります。

この保険のリスクについて

保険料の特別勘定への繰入れ

- この保険では、お払込みいただいた保険料のうち、その一部が保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。
- ご契約時に保険料を繰入れる1または2以上の特別勘定を指定いただけます。
- 特別勘定に繰入れる日は、つぎのとおりとし、その日始に繰入れたものとしてお取扱いします。
 - ・第1回保険料の場合
契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)
 - ・第2回以降の保険料の場合
保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日
- 複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、1%単位とします。
- ご契約時に選択された特別勘定および指定された各特別勘定への繰入割合は変更することができます。

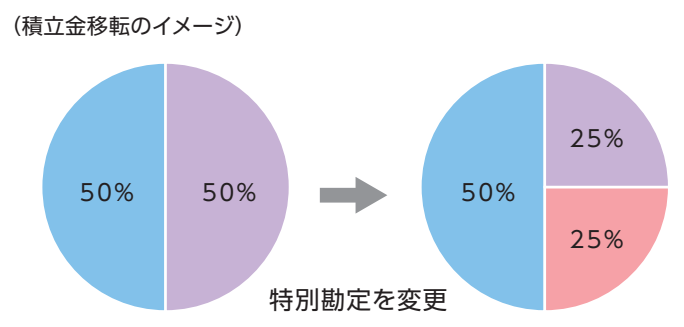
- 繰入割合の変更は、請求書類等をジブラルタ生命が受付けた日の直後に到来する払込期月の契約応当日から反映されます。
- 特別勘定に繰入れられた金額は、積立金として特別勘定で日々運用されます。特別勘定資産は、毎日の運用実績を反映したうえで、特別勘定の管理に必要な費用等の諸費用を差し引いて、日々評価されます。



積立金の移転(スイッチング)

- 契約者は、選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定に移転することができます。
- 積立金の移転は、請求書類がジブラルタ生命に到着した日から効力を生じます。請求書類到着日の翌営業日の翌日を計算基準日とし、計算基準日の前日末の積立金に基づき計算した金額を移転します。
- 年12回をこえる積立金の移転は、1回の積立金の移転に対して積立金移転費用がかかります。積立金移転費用は積立金から差引きます。

- 積立金の移転が特別勘定資産の運用におよぼす影響が大きいとジブラルタ生命が認めたときは、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することがあります。



▶ 積立金移転費用について、詳しくは24ページをご覧ください。

お客さまが特別勘定の繰入割合の変更、積立金の移転(スイッチング)を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。

この保険の特別勘定は、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券等で運用されますので、主につぎのようなリスクがあります。
そのため、株価や債券価格の下落、為替変動等により満期保険金、解約返戻金等のお受取りになる金額の合計

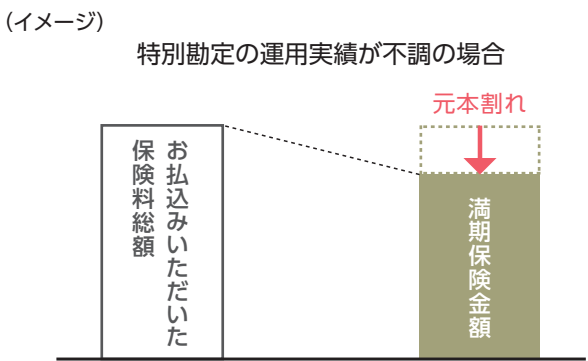
額がお払込みいただいた保険料総額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。この保険にかかるリスクは契約者および受取人に帰属します。
※死亡・高度障害保険金は基本保険金額を最低保証します。

元本割れのリスク

この保険には、元本保証はありません。
特別勘定の運用実績により、つぎの金額(*)がお払込みいただいた保険料総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

- ① 積立金の合計額
- ② 満期保険金額
- ③ 解約返戻金額

(*)減額した場合、
「減額時の解約返戻金額+減額後の満期保険金額等」



投資リスク

リスク	リスクの詳細
価格変動リスク	価格変動リスクとは、株式の価格変動・公社債の価格変動・不動産投資信託証券の価格変動や収益の増減により、価格が下落するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、組入れた外貨建資産の価格が各通貨間の為替レートの変動により下落するリスクをいいます。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、有価証券等の価格が下落すること、または利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができない(債務不履行)リスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場における有価証券等の売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず、機会損失を被るリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態あるいは混乱した状態等に陥ること、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなるリスクをいいます。
資産配分リスク	複数資産への投資(資産配分)を行った場合で、投資成果の悪い資産への配分が大きかったために、投資全体の成果が悪くなってしまうリスクをいいます。

諸費用について

この保険でご負担いただく諸費用は、以下のとおりです。

■保険関係費用

保険料のお払込時および保険期間中に保険関係費用をご負担いただきます。

項目	ご負担いただく費用
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込免除に関する費用	・保険料払込免除ベーシック ：特別勘定に繰入れる際に保険料に対して0.2%をその保険料から控除します。 ・保険料払込免除ワイド ：特別勘定に繰入れる際に保険料払込免除に関する費用を保険料から控除します。
③特別勘定の管理に必要な費用	毎日、積立金額に対して年率0.50%を積立金から控除します。
④基本保険金額保証に関する費用	毎日、積立金額に対して年率0.25%を積立金から控除します。
⑤死亡保障などに必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。

※上記①、②の **保険料払込免除ワイド** および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別などによって異なります。また、上記⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢などによって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①、②の **保険料払込免除ワイド** および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律に表示することはできません。

■運用関係費用

特別勘定での運用期間中、毎日、投資信託の純資産額に対して以下の信託報酬（費用）をご負担いただきます。

特別勘定の種類		信託報酬（費用）（税抜）
株式型	日本株式 Indexファンド	年率0.039%
	米国株式 Indexファンド	年率0.065%
	世界株式 Indexファンド	年率0.065%
債券型	日本債券 Indexファンド	年率0.130%
	世界債券 Indexファンド	年率0.065%
REIT型	世界REIT Indexファンド	年率0.130%
バランス型	バランスファンド	年率0.130%

※ 運用関係費用は信託報酬（費用）のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって異なるため、費用の発生前に金額や計算方法を一律に表示することはできません。

■解約控除

解約時、減額時および払済変額保険（有期型）、一時払定額養老保険への変更時にかかる費用をご負担いただきます。

項目	ご負担いただく費用
解約控除	契約日から10年未満に以下のお取扱いがあった場合、基本保険金額またはその減額分に対し保険料払込年月数により計算した額を、計算基準日の前日末の積立金額から控除します。 ・解約 ・基本保険金額の減額 ・払済変額保険（有期型）への変更 ・一時払定額養老保険への変更

※解約控除額は基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数などによって異なるため、具体的な金額を一律に表示することはできません。

■積立金移転費用

1保険年度^(※1)に12回をこえる積立金の移転を行った場合、積立金移転費用をご負担いただきます。

項目	ご負担いただく費用
積立金移転費用	1保険年度12回までの移転（スイッチング）は無料です。1保険年度13回目からは1回につき1,000円を積立金移転時に積立金額から控除します。

(※1) 契約（応当）日から次の契約応当日の前日までの期間です。

税務取扱いについて

保険料	一般生命保険料控除の対象となります。			
死亡保険金	契約例			税金の種類
	契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人	
	本人	本人	配偶者	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
満期保険金	契約例			税金の種類
	契約者（保険料負担者）	被保険者	満期保険金受取人	
	本人	本人	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
	本人	本人	配偶者	贈与税
年金 （保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加して、満期保険金を年金で受取った場合 ^(※2) ）	契約例			税金の種類
	契約者（保険料負担者）	被保険者	年金受取人	
	本人	本人	本人	年金の受取開始時：満期保険金額に対して所得税（一時所得）+ 住民税 2年目以降：所得税（雑所得）+ 住民税 ^(※3)
	本人	本人	配偶者	年金の受取開始時：満期保険金額に対して贈与税 2年目以降：所得税（雑所得）+ 住民税 ^(※4)

(※2) ご契約形態によっては税務取扱いが異なります。

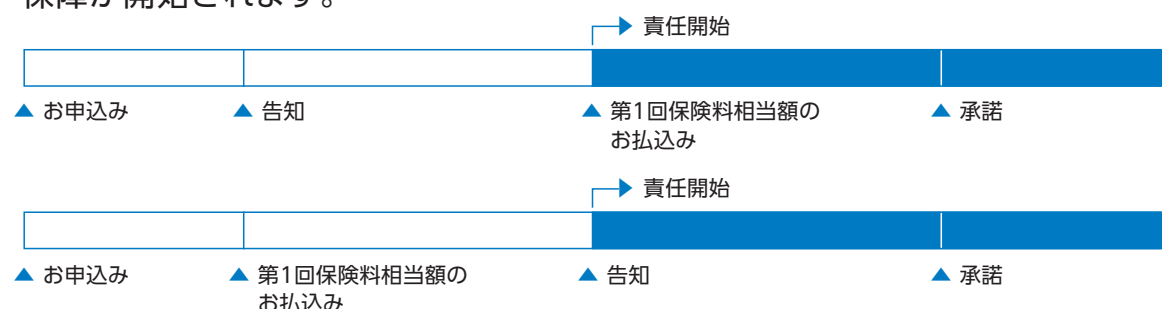
(※3) 所得税（一時所得）等の課税対象となった満期保険金部分に関しては、所得税（雑所得）等は課税されません。

(※4) 贈与税の課税対象となった満期保険金部分に関しては、所得税（雑所得）等は課税されません。

Q & A お客様からよくいただくご質問です。

Q1 保障はいつから始まりますか？

A1 第1回保険料相当額のお払込みと告知が完了したときから保障が開始されます。



Q2 資金に余裕があるときに保険料をまとめて払込むことはできますか？

A2 はい。
将来の保険料の全部または一部(ジブラルタ生命所定の回数分以上での取扱いとなります。)をまとめてお払込みいただく前納の取扱いがあります。

※保険料の前納をされる場合、ジブラルタ生命所定の利率で割引いた金額をお払込みいただけます。
※前納された保険料は、ジブラルタ生命所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。そのため、前納保険料のうち払込期月が到来していない分の金額は、特別勘定による運用は行いません。

Q3 各特別勘定への保険料の繰入割合を変更すれば、同じように積立金も移転されますか？

A3 いいえ。
保険料の繰入割合の変更と積立金の移転は連動しません。選択されている特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転したい場合は、保険料の繰入割合の変更とは別に積立金の移転(スイッチング)の手続きが必要です。

Q4 契約後、運用実績はどうやって確認したらよいでしょうか？

A4 ジブラルタ生命から「ご契約状況のお知らせ」、「運用実績レポート」を年4回、「決算のお知らせ(特別勘定の現況)」を年1回(7月)契約者に通知いたします。また、ジブラルタ生命のインターネット(ホームページ)でも最新のユニットバリュー、特別勘定等に関する情報をご確認いただけます。

🔍 ジブラルタ生命ホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

Q5 運用実績が良いタイミングで解約すれば、解約返戻金は元本割れしないでしょうか？

A5 いいえ。
契約日から解約までの期間が短いほど、解約控除額が大きくなり、運用実績が良くても元本割れすることがあります。
契約日から10年未満に解約(減額)された場合、積立金額から経過年数に応じた所定の金額が控除されるため、お払込みいただいた保険料総額より解約返戻金額が少なくなり、損失が生じることがあります。
一方で、解約返戻金をもとに満期保険金額を定額とする一時払定額養老保険に変更することで、解約せずに保障を継続することもできます。

※一時払定額養老保険について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



死亡保険金即日支払サービスについて

このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円^(※1)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の

時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

(※1) お受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

お取扱いについて

■ 契約年齢範囲・保険期間・保険料払込期間

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間											
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	85 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
0歳 ^(※2) ～45歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
46歳～50歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51歳～55歳			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
56歳～60歳				●	●	●	●	●	●	●	●	
61歳～65歳					●	●	●	●	●	●		
66歳～70歳						●	●	●	●			
71歳～75歳							●	●				

(※2) 保険料払込免除ワイド の場合、15歳から取扱います。

■ 保険料払込方法<回数>

月払、半年払、年払

■ 付加できる主な特約

- ・指定代理請求特約
- ・保険金等の支払方法の選択に関する特約^(※3)
- ・リビング・ニーズ特約

(※3) ご契約時に付加することはできません。

■ 高額割引制度について

ご契約の基本保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

- ・当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- ・この保険は、保険期間・保険料払込期間の変更、定額延長定期保険への変更、復旧のお取扱いはできません。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱い内容が異なることがあります。
※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年10月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。
※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。
※当パンフレットは、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内することを目的としております。お客さまが投資をされる場合の最終的な意思決定は、お客さまご自身のご判断と自己責任で行っていただくようお願いいたします。
ジブラルタ生命では、当社が販売を認めている保険商品以外の投資商品の紹介・あっせん・仲立を当社社員が行うことはありません。

生命保険募集人 について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269**

募集代理店を通じて **0120-78-2269**

ご加入されたお客さま

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

通話料
無料

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。